

福島第一原子力発電所
ALPS 処理水の処分に係る要望

令和6年7月26日

岩 手 県
岩 手 三 陸 連 携 会 議
岩手県漁業協同組合連合会

岩手県

岩手県知事 達増 拓也

岩手三陸連携会議

宮古市長	山本	正徳	大船渡市長	淵上	清
久慈市長	遠藤	譲一	陸前高田市長	佐々木	拓
釜石市長	小野	共	住田町長	神田	謙一
大槌町長	平野	公三	山田町長	佐藤	信逸
岩泉町長	中居	健一	田野畑村長	佐々木	靖
普代村長	枉屋	伸夫	野田村長	小田	祐士
洋野町長	岡本	正善			

岩手県漁業協同組合連合会

岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長 山崎 義広

A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応

東京電力福島第一原子力発電所におけるA L P S 処理水の海洋放出を受け、中国政府が日本産水産物の全面輸入停止措置を講ずることにより、本県においても水産加工品の取引縮小・停止等の影響が生じているほか、アワビやナマコの価格低下が生じています。

また、本県沿岸被災地の地域経済の活性化に不可欠な水産業は、主要魚種の不漁等により大きな影響を受けており、水産業の復興に向けては、不漁等の危機的な状況を克服しながら、A L P S 処理水の海洋放出による風評等に負けない強い水産業を実現していく必要があります。

このため、A L P S 処理水の海洋放出に関する賠償、安全と安心の確保及び風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援について、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 A L P S 処理水の海洋放出に関する賠償

令和5年8月24日からA L P S 処理水の海洋放出が開始されたことに対し、中国等が日本産水産物の輸入を禁止する措置を行ったことに伴い、アワビ等の価格の大幅下落や水産物を原料とした医薬品なども含めた幅広い製品の輸出ができなくなるなどの大きな損害を被っております。

水産業関係者等への賠償は、一義的には東京電力ホールディングス株式会社が責任を負うものではありますが、水産業関係者等の直近の経営に大きな影響を及ぼしていることから、実態に即した賠償基準の柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化を図り、損害を被った全ての事業者に対する迅速かつ確実な賠償に向けて、国と東京電力ホールディングス株式会社が責任を持って対応するよう要望します。

2 A L P S 処理水の処分に係る安全と安心の確保

(1) 科学的根拠に基づく情報発信と関係者等への丁寧な説明

A L P S 処理水の海洋放出に伴う環境及び水産物のモニタリングをきめ細かく行うとともに、モニタリングの結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続するよう要望します。

さらに、A L P S 処理水については、トリチウムの分離技術など海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するよう要望します。

(2) 徹底した安全対策と万全な風評対策の実施

日本産水産物の輸入の全面停止措置や水産物以外の製品に係る輸入手続上の不合理な対応等について、中国政府等に対し、即時撤廃を強く求めるよう要望します。また、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、徹底した安全対策を行うとともに、新たな風評被害を発生させないための対策の内容を明らかにしながら、あらゆる分野に対応した万全な風評対策に取り組むなど、国内外の理解と安心が得られる取組を行うよう要望します。

3 風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

(1) 水産業の再生に向けた対策の実施

本県水産業が主要魚種の不漁など様々な課題に直面する中、ALPS処理水の海洋放出に伴い、アワビ等の価格低下などが生じていることから、本県水産業の実情に応じ、東日本大震災津波からの復興や水産業の再生に向けた実効性のある対策を講じるよう要望します。

特に、持続可能な水産業の実現に向けては、本県の水産資源の回復・維持が重要となることから、サケ種苗の生産に必要な親魚の確保や水揚げ減収分への補填に対する支援を継続するよう要望します。

また、漁業者が安心して事業を継続し、水産物を安定的に生産・供給できるよう、アワビやヒラメ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、第2期復興・創生期間以降においても事業を継続するよう要望します。

(2) 基金の柔軟な運用

国の「『水産業を守る』政策パッケージ」等に基づく漁業者及び水産加工事業者等を対象とした支援策について、現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を行うよう要望します。

また、水産物の安全性・魅力の発信や販売促進、小売・飲食業界における取引継続・拡大、地方が行う取組に対する支援など、消費拡大に向けた取組を強力に進めるよう要望します。

特に、水産加工事業者においては、輸入停止措置による海外との取引縮小の影響が大きいことから、海外への販路拡大に向けたフェアの開催など、地方自治体や民間事業者等が行う取組に対する経費補助を行うよう要望します。

(3) 経営安定対策の充実

危機的な不漁に対応するため、漁業者等の経営安定対策として有効である、「漁業共済制度」及び「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するとともに、「漁業経営セーフティーネット構築事業」を継続するよう要望します。

(4) 漁業協同組合の経営基盤強化に向けた支援

主要魚種の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくため、抜本的な経営改善や組織再編などの経営基盤強化に取り組めるよう、「漁協経営基盤強化対策支援事業」の継続とともに、事業統合や合併に取り組む漁業協同組合への利子助成等の実質無利子化を図るほか、風評の影響を受けた漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国が所管する融資制度を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 ALPS 処理水の海洋放出に関する賠償

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準（要約）

令和4年12月23日 東京電力ホールディングス株式会社

【輸出に係る被害の取り扱いの流れ】

- ・ ALPS 処理水放出により諸外国からの禁輸措置などにより新たに損害が生じた場合、外国政府からの禁輸指示等の内容や国内外の取引状況などを確認し、輸出に係る被害の発生状況を確認
- ・ 輸出に係る被害が確認できた場合、事業者ごとに損害額を算定し、適切に賠償
- ・ 諸外国からの禁輸措置などにより新たに生じた損害は、必要かつ合理的な範囲で賠償

【輸出における損害の例】

<輸出先国以外での販売不能により生じた損害>

- ・ 当該国以外に販売できないことにより生じた損害について、事情を伺い、適切に賠償

<輸出先国以外での販売に伴う価格下落等により生じた損害>

- ・ 当該国以外に販売できたものの、価格下落等により生じた減収等に係る損害について、事情を伺い、適切に賠償

- 県内の一部の水産加工事業者等において、中国の輸入停止措置等に伴う損害が発生しているが、東京電力への損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者があるほか、交渉中の事業者からも、東京電力側の処理が遅々として進まないとの声が寄せられている。

2 ALPS 処理水の処分に関する安全と安心の確保

(1) 国のこれまでの動き

- R3.4.13 2年後を目途にALPS 処理水を海洋放出する「ALPS処理水の処分に関する基本方針」を決定。
- R5.1.13 「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を改定。処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」としたほか、風評対策のための基金(300億円)とは別の新たな基金(500億円)の創設による全国の漁業者支援の拡充。
- R5.6.27 東京電力のALPS 処理水放出設備の工事が完了。
- R5.7.4 IAEA(国際原子力機関)がALPS 処理水に関する包括報告書を公表。
- R5.7.7 東京電力のALPS 処理水の海洋放出設備について、原子力規制委員会が最終段階の検査に合格したことを示す修了証を交付。
- R5.8.24 ALPS 処理水の海洋放出開始。中国が日本産水産物の輸入停止を実施。
- R5.9.4 新たな予備費207億円と既存の基金と合わせて1,007億円の「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表し、水産加工施設の整備や輸出先の開拓を支援。

(2) 徹底した安全対策と万全な風評対策の実施

- 中国の輸入停止措置等の影響により、一部の水産加工業者で、イナダやスケソウダラ、イクラ、アワビ、ナマコ等の輸出が困難になったほか、スルメイカ、ホタテ、サケ等の取引がキャンセルになるなどの影響が生じている。
- アワビの10kg当たりの事前入札価格が、令和5年11月漁獲分が前年に比べ約3割低下、12月漁獲分が前年に比べ約4割低下したほか、ナマコの10kg当たりの平均単価も前年に比べ約3割低下した。

【参考】アワビの入札価格

単位：円/10kg

	過去3年平均 ①	令和4年度 ②	令和5年度 ③	前年比 ③/②	過去3年比 ③/①
11月漁獲分	116,194円	137,011円	96,593円	71%	83%
12月漁獲分	109,586円	137,903円	76,061円	55%	69%

【参考】ナマコの平均単価

単位：円/10kg

	過去3年平均 ①	令和4年度 ②	令和5年度 ③	前年比 ③/②	過去3年比 ③/①
平均単価	18,849円	20,911円	15,383円	74%	82%

- JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：岩手県漁業協同組合連合会）が、アワビの事前入札価格の低下に伴う損害について東京電力と賠償に向けた交渉を行っているほか、ナマコの単価の低下に伴う損害についても賠償請求に向けた準備を進めているが、いずれも賠償金の支払いには至っていない。（令和6年5月末時点）

3 風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組の支援

(1) 水産業の再生に向けた対策の実施

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- また、ヒラメは、東日本大震災津波後、平成26年に種苗生産を再開し、平成28年から年間110万尾の種苗を放流しているところであるが、令和5年度の水揚量は121.9tと、震災前平均の約8割にとどまっているなど、風評に負けない持続可能な水産業の実現に向けて、水産資源の回復・維持が必要。

<岩手県におけるアワビの漁獲量>

	震災前①	令和4年度②	令和5年度③	③/①	③/②
アワビ(トン)	343	111	101	29.4%	91.0%

※ 震災前はH20～22年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県におけるヒラメの漁獲量>

	震災前①	令和4年②	令和5年③	③/①	③/②
ヒラメ(トン)	156.3	125.8	121.9	78.0%	96.9%

※ 震災前はH20～22年平均の値

(岩手県調べ)

<参考> 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 基金の柔軟な運用

「水産業を守る」政策パッケージ（要約）

総額 1007 億円 【300 億円基金、500 億円基金、予備費 207 億円】

令和 5 年 9 月 4 日 農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ・ 産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300 億円基金の活用）
- ・ 国内生産持続対策（出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300 億円基金、500 億円基金の活用等） 等

2. 風評影響に対する内外での対応

- ・ 一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ 等

3. 輸出先の転換対策

- ・ 輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】 等

4. 国内加工体制の強化対策

- ・ 既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ・ 国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 等

5. 迅速かつ丁寧な賠償

- ・ 輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

- 主要な水産物の複数年にわたる不漁など、本県の水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な水産業の実現のためには、漁業者を支える総合事業体としての漁業協同組合の役割が重要であることから、「水産業を守る」政策パッケージにおいても、ALPS 処理水の海洋放出の影響により経営が悪化している漁業協同組合の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を実施することが必要。
- 対象品目がホタテ及びナマコに限定されている支援事業については、本県において価格下落が生じているアワビをはじめ、現に影響が生じている他の品目への対象拡大による支援が必要。
- 一時買取・保管事業には 7% の価格下落等の要件が課せられているうえ、漁業者団体等による申請が必要であり、個別事業者が利用しにくい制度となっている。
- 300 億円基金による風評被害対策については、実際に被害のあった品目に関する取組のみが対象となっており、本県は、アワビ、ナマコが対象品目となっている。これら対象品目そのものを対象とした販促や PR というのは難しいことから、対象品目を使った加工品や対象品目を含めた水産物に関する取組も認めるなど柔軟な運用が必要。

(3) 経営安定対策の充実

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するものであり、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額（直近 5 ヶ年の 5 中 3 平均）が減少し、漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念されることから、水揚金額の減少が共済限度額の算定に影響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。

- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや軽油、重油の価格は 2014 年以來の高値水準となり、今なお、高騰が続いている状況にある。これら燃料の高騰は、漁船漁業の燃料費の増加など、漁業者の経営に影響を及ぼしている一方で、ロシア・ウクライナ情勢が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与えていることから、原油価格の更なる急騰に備え、「漁業経営セーフティネット構築事業」による漁業者の経営安定に向けた支援の継続が必要。

(4) 漁業協同組合の経営基盤強化に向けた支援

- 海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種は極端な不漁に見舞われている。
- 特に、定置漁業に依存する本県沿岸地区漁業協同組合等の経営は、かつてない厳しい状況におかれている。
- 風評に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要。
- このため、漁業協同組合が経営基盤強化を図るために行う広域合併への取組や不漁等による経営悪化に対応するための計画実施に必要な資金の調達を支援する「漁協経営基盤強化対策支援事業」について、事業を継続するとともに、利子助成等により実質無利子化を図るなど、経営基盤強化に向けた支援が必要。

<主要魚種の漁獲、生産量の推移>

(単位：トン)

魚 種	震災前 ①	令和 4 年 ②	令和 5 年 ③	③/① (%)	③/② (%)	備 考
サケ	25,053	446	134	0.5	30.0	年度集計
サンマ	52,240	3,485	4,366	8.4	125.3	暦年集計
スルメイカ	18,547	2,010	2,589	14.0	128.8	暦年集計
アワビ	343	111	101	29.4	91.0	年度集計
ウニ(むき身)	122	100	120	98.4	120.0	年度集計
ワカメ	22,131	11,946	11,274	50.9	94.4	養殖年度(暦年)
ホタテガイ	6,288	1,668	1,530	24.3	91.7	年度集計

※ 震災前：H20～H22年(度)の3か年平均

※ 資料：岩手県調べ(サケ・サンマ・スルメイカ)、岩手県漁業協同組合連合会共販実績(その他)

- 国が所管する融資制度の例

【沿岸漁業改善資金】

- ・ 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度。
- ・ 貸付対象者、貸付条件等については、沿岸漁業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則及び関係通知により、統一的に運用。
- ・ 貸付原資は、国(2/3)、県(1/3)の負担により造成。
- ・ 当該資金の使途に風評の被害を受けた漁業者や漁業協同組合における経営の維持及び安定を図るための「運転資金の確保」を加えることや、新たな融資制度の創設について要望。

貸付対象者	沿岸漁業者、漁業協同組合、漁業生産組合等
資金使途	〔経営等改善資金〕 近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金 〔生活改善資金〕 漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金 〔青年漁業者等養成確保資金〕 青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金
貸付限度額	5,000万円（漁業種類、経営規模により限度額が異なる）
償還期限	10年以内（うち据置期間3年以内）
金利	無利子

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室
農林水産部 団体指導課、水産振興課
商工労働観光部 産業経済交流課